

令和３年度第１回尼崎市子ども・子育て審議会 議事録

開催日時	令和３年７月１日（木） 午後６時３０分～午後８時３０分
開催場所	Web会議（Web環境にない委員は、アマブラリ３階活動支援室２にてWebで参加）
出席委員	伊藤委員、猪田委員、瀧川会長、西川副会長、大和委員、稲田委員、梅本委員、澤嶋委員、濱口委員、濱名委員、藤原委員、古田委員、山本委員、堀川委員、山田委員、堂園委員、藤井委員、山縣委員、平之内委員
議題	（１）会長及び副会長の選出について （２）尼崎市児童相談所設置基本計画の策定について【報告事項】 （３）その他
資料	・会議資料（次第・委員名簿） ・参考資料 令和３年度 設置予定の部会（案） ・参考資料 尼崎市子ども・子育て審議会 部会の委員構成等について ・資料１ 尼崎市児童相談所設置基本計画の策定について ・資料２ 「ありたいまち」に向けた施策間連携ガイドブック令和３年度版 ・資料３ 尼崎市版SDGs 2021Ver.

開会

- 配布資料の確認

１ 会長及び副会長の選出について

- 事務局から説明

委員

会長には瀧川委員を推薦したいと思っております。やはり、子ども・子育て審議会に長く携わっておられ、次世代計画や子ども子育て支援事業など一体的に計画策定部会の部会長としても、ご尽力いただいております、また現在の当審議会の主要な部分を担っておられる、瀧川委員が適任かと思えます。

委員

今年度も、一昨年度に策定されました、先ほどの様々な計画を引き続き、推進していただくことになると聞いております。そのため、私も前期、当審議会の会長を務められ、また、計画策定部会の会長を務められました瀧川委員が適任かと思えます。

事務局

その他、ご意見はございませんか。ご異議はないようですので、瀧川委員を新会長として選出します。

また新会長が選出されましたので、ここからは、子ども・子育て審議会条例第６条の規定に基づき、

瀧川委員が議長となり、議事進行をお願いしたいと思います。それでは、瀧川会長に一言ご挨拶いただいた上で、進行をお願いします。

(瀧川会長あいさつ)

会長

引き続きまして、副会長の選出に進めさせていただきます。
会長として選出されましたが、今後審議を更に深めていくにあたり、審議会委員として長く携わっておられ、また前期も副会長を務めていただきました、西川委員に継続してお願いできれば心強いと思います。

委員

私も継続して西川委員に副会長を務めていただければと思います。審議会を進めていくうえで、当審議会での経験が豊富であり、また他の自治体でも子育てや教育に関する審議会でご活躍されていることなどから、西川委員に継続いただければと思います。

会長

その他、ご意見はございませんか。ご異議はないようですので、引き続き西川委員を副会長として選出したいと思います。それでは、西川副会長から一言ご挨拶をお願いします。

(副会長 あいさつ)

会長

今期はこの体制で進めます。続きまして、当審議会の部会設置についてこれまでも部会を設置しながら進めていきましたが、継続して委員になられた方も一旦任期満了し、新しい任期を迎えておりますので、子ども・子育て審議会条例の第8条各項の規定に基づき、部会の構成員当を再度決めさせ頂く必要があります。この件に関して、事務局に説明をお願いします。

●事務局から説明

会長

事務局から部会の設置と部会委員について提案がありました。本会議は、尼崎市子ども・子育て審議会では審議を進めていきますが、計画推進部会、委員名、委員数11名の構成となっております。今年度は、新たな計画を立てるというよりは、一昨年度、昨年度立てた計画の進捗管理を行うことが中心となり、そのための計画推進部会の設置が必要という提案でした。何かご意見やご質問等はありませんでしょうか。

委員

ありがとうございました。特に異論ございません。ただ、事務局が作成する資料において、会長のご専門が児童福祉専攻、もしくは教育専攻になっていたりしています。会長は教育専攻だと認識しているのですが、いかがでしょうか。

会長

確かに、当初は教育専攻だったような気がするのですが、そこについては事務局でご確認していただきたく思います。

会長

参考資料と委員名簿で専攻が異なっています。事務局で確認して、処理していただければと思います。

会長

お気付きいただき、ありがとうございました。

事務局

申し訳ございません。会長と内容確認後修正します。ありがとうございます。

会長

その他、ご意見はございませんか。部会の設置及び委員については、提案内容を踏まえ指名させていただきます。後日文書にて全委員に通知します。今年度の部会の設置としては、この通り進めます。

続きまして、議題2つ目、尼崎市児童相談所設置基本計画の策定について移りたいと思います。尼崎市では、児童に対して切れ目のない一貫した支援を行っていくために、児童相談所を設置することとしております。また、子どもの育ち支援センター「いくしあ」の寄り添い型支援と児童相談所の介入機能の役割分担の在り方や、人材確保・育成の方策、一時保護所の施設整備等についての考え方をまとめるため、今年度「尼崎市児童相談所設置基本計画」を策定する予定です。当審議会では、尼崎市子ども・子育て審議会条例第2条に基づいて、皆様より意見をいただきたいと思います。昨年度から児童相談所の設置へ向けて検討中ですということを事務局から報告がありました。尼崎市の特徴として、既に子どもの育ち支援センター「いくしあ」がある。加えて、児童相談所の尼崎市の在り方ということで、一つ特色を持ったものになり、そのための基本計画を策定していきたいということです。事務局からご説明をお願いします。

2 尼崎市児童相談所設置基本計画策定について

●資料1に基づき、事務局（児童相談所設置準備担当）から説明

会長

ご説明がありましたように、まずはプロセスの中で、最終的に1月に基本計画を策定していく。その前段階で9月に素案を完成するということがありました。そのため、本審議会の中で意見聴取というのが、今日である。そのため、今後の素案を完成させていくためにも、委員の皆様の積極的なご意見が、素案に反映されていきます。それ踏まえて、次の9月の意見聴取の機会があるということです。

次に、資料1－3で素案の提示があり、資料1－2は目次になるところが、大枠で示していただいております。そうしたところで、1策定の目的、2児童相談設置の背景等に関しては、もう既に数量的なデータや根拠を基に作られておりますが、3番の目指す姿や、4番5番6番あたりは、まだこれから作りこんでいくので、そこに関して特に委員の皆様のご意見をいただければというところだった

と思います。特に3番に関しては、資料1－4で、児童のケースワーカーのワーキンググループでのご意見ということも参考にしながら、また違う切り口や、違う視点等、新たなご提案があればと思います。皆様がいかがでしょうか。

委員

ご説明ありがとうございました。

一つ目が、今日はスケジュールや、計画理念的なものについてですが、新しい社会的養育ビジョンの中で、2017年から言われているのが、当事者である子どもの意見をどう反映させるか、子どもの意見をどう聞くのかを重要視されております。

国でも、アドボケイトの導入が議論されている中で、子どもの意見を聞く仕組みを、この児童相談所の設置の中で、どうしていくのか。また、尼崎市では子どものための権利擁護委員会が設置され、子どもの意見を聞く仕組みが整えられており、連携し計画や理念や実践の中に盛り込んでいただければと思います。

二つ目が、一時保護についてです。一時保護所を、よりよい安心・安全な環境にということや、学習保障という言葉もありましたが、保護所から学校に通学できないため、学習保障は大事になると思います。そういった意味で、子どもたちが通う学校との連携や、どこまで勉強が進んでいるのか、情報共有することの重要性や、教育分野との連携の重要性も大事かと思います。

三つ目が、今回一時保護について、保護所のことだけ触れられており、ショートステイという言葉が出てきていますが、一時保護委託をどうするのか、里親の開拓も含めて、その辺も内容に盛り込んでもらえると嬉しいと思います。

会長

ありがとうございました。今のことについて、事務局及び児童相談所設置準備担当をお願いします。

事務局

ありがとうございます。まず一つ目は、子どもの意見をどう聞くかについてですが、一つは明石市の事案を踏まえて、今兵庫県、国でも一時保護の手続きの中で、子どもの意見を、どういう風に聞いていくのかを議論されていると聞いておりますので、そちらの動向について見守りたいと思っております。また今年度、「子どものための権利擁護委員会」というものを尼崎市は設置しております。子どもの声を代弁するアドボケイトに取り組んでおり、「子どものための権利擁護委員会」とどのように連携し、一時保護されている子どもたちや、児童養護施設で生活する子どもたちの声をどのように拾っていくのかは、今後の検討課題かと考えております。今後検討を進め、盛り込めるものは盛り込んでいきたいと思っております。一時保護所の学校との連携において、今議論しているのは、明石市が取り組んでおられるように、通学支援というのをどこまで尼崎市も出来るのかと、通える子どもは学校に通わせてあげる一つの選択肢としてはあるかと思っております。当然学校に通えない子どもも、たくさんおりますので、子どもたちが施設の中で遅れることなく、勉強できるような環境を整えてあげることが大切かと思っております。その時には、当然学校との連携がすごく大事になってくるかと思っておりますが、兵庫県の一時保護所と比べますと、尼崎市に一時保護所ができると、学校との距離が大分近くなりますので、その辺連携しやすくなる面もあるかと思っております。それは尼崎市が児童相談所を持つメリットの一つになるのかと思っておりますので、学校や教育委員会と連携していきたいと思っております。

一時保護委託について、尼崎市には「尼崎学園」という神戸にある児童養護施設と、いくしあの近

くにある「子供の家」という児童養護施設があります。今後両施設と協議していき、里親会とも協議しながら、一時保護委託、ショートステイできないか考えていきたいと思います。

会長

ありがとうございました。他に皆様意見ありますでしょうか。

では、例えば、小学校や中学校の長期欠席で、不登校のお子さんの中には、ネグレクトのケースが背景にあり、なかなか学校に登校できないという実態が一部のお子さんにあるかと思いますが、教育委員会との連携は考えていますか。

事務局

はい、不登校の支援については、現在いくしあのこども教育支援課が、不登校の対策をされています。そういった不登校の背景のひとつに、ネグレクトがあるかと思っています。いくしあには尼崎市要保護児童対策地域協議会の調整機関であるこども相談支援課があります。

現時点において、いくしあのこども相談支援課と教育委員会のこども教育支援課と連携し、不登校対策、ネグレクト対策を行っております。児童相談所設置後に、教育委員会との連携をどうしていくのか、詳細については、まだ詰められていないですが、引き続き、いくしあと児童相談所と教育委員会が連携し、情報共有しながら尼崎市として一本の支援に基づき支援を継続していくというイメージを持っております。

会長

ありがとうございます。他に質問はありますでしょうか。

委員

ありがとうございます。素晴らしい理念等は出来上がっていると思います。その基本理念ですが、「愛される」という言葉ですが、具体的にどういうことから「愛される」のか分かりにくい。例えば一時保護は「安心できる」「相談しても信頼できる」というイメージは分かります。何か具体的な考え方を教えてください。

会長

ありがとうございます。はい、お願いします。

事務局

「愛される」という表現につきましては、ワーキンググループで、職員の意見を聞く中で、愛されるような児童相談所を目指したいという発言があり、そのまま採用しております。児童相談所や職員が、保護者や子どもからすると、怖いというイメージが強いのかと。場合によっては、一時保護や介入等の厳しい対応をしますが、結局は家庭を支援し、その後もずっと関わり続け、信頼を得ていき、結果的に頼りにされる。言葉にしては、「愛される」を使っております。

会長

委員よろしいでしょうか。

委員

キャッチーな言葉でいいと思いますが、「信頼される」「安心される」が常にあるので、それが「愛される」に置き換わることに違和感があります。意見としてお話をさせていただきました。

会長

ありがとうございます。

事務局

他の委員の方々にも「愛される」という言葉遣いに関して、どう感じておられるかを聞いていただければと思います。

会長

今のところに関し、ご意見お願いします。

委員

「頼りにしてもらえる」「身近に感じてもらう」のニュアンスを、キャッチーなフレーズで表現出来たらいいのかと思います。

会長

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

個人的な感覚ですが、「愛する」を基本計画及び保護者の方々の目に触れるところに使用すると、ネグレクトの保護者が、子どもを一時保護された時に、私だって愛しているのと思うのではないかと。保護者が、子どもに対して「愛する」と使う意味合いと、児童相談所が「愛する」を使うことにより、不要なトラブルが生じるのではないかと懸念されます。

保護者に対しても、繋がりを持ちながら一緒に共に考えていくという視点から捉えると、「愛される」よりも、「信頼される」「安心できる」の方がいいのかと思います。またご検討をお願いします。

事務局

ありがとうございます。

会長

また他の視点やご質問等ありますでしょうか。

委員

ご説明ありがとうございました。情報の一元化といったところで、いくしあのケースワーカーと、児童相談所と尼崎市要保護児童対策地域協議会の繋がりを教えていただきたいと思います。どこからその子に繋がっても、情報が一元化され風通しが良くなるという、具体的にどのようなことで一元化を図ろうとしているのか。尼崎市要保護児童対策地域協議会と児童相談所の関係性をご教示頂けますでしょうか。

会長

事務局お願いします。

事務局

ご質問ありがとうございます。まず、情報の一元化というキーワードになるのですが、現在、県の児童相談所と尼崎市要保護児童対策地域協議会が連携し、情報を別々に管理しています。この中で、虐待程度に応じて、非常に重たいもの、中度以上については、児童相談所に繋ぎ支援しております。

ただ、子どもの話でいくと、やはり支援は一本であるべきだろうと認識しております。児童相談所は怖いという印象もあることや、子どもを一時保護されるんじゃないかという、保護者や一般市民には、そういう気持ちもありますし、外から見える部分は分けさせてもらった中で、要保護児童対策地域協議会の運営を出来たらと思っております。尼崎市要保護児童対策地域協議会自体が、予防的なアプローチということで、令和元年の10月からいくしあの方もスタートしていますので、予防アプローチは強力に進め、そこから児童相談所をお願いしないといけない児童を、出来る限り少なくしたいというところが、今回の基本の考え方の根底にあります。

委員

ありがとうございます。

会長

他にいかがでしょうか。

委員

先程の、6番の児童相談所からの「一時保護所」のことですが、学校でもショートステイという形で、1、2週間ほど西宮の方から、施設の方に行ったというのも何件かあり、今回の場合は、市内に何か所か作られるという形になるかと思います。危惧しているのが、市内でネグレクトの保護者が、学校に乗り込んできて、子どもを取り返しに来ることや、探りに来ることがありました。どこの校区になるか、自分の学校に一、二週間で入れ替わり子どもたちがやってくるというのも、難しいところもあるかと思います。どういう風に子どもたちを迎えいれたらいいのか、どのようなご計画なのか分かるところだけで構いませんので、教えていただけますでしょうか。

会長

では、事務局お願いします。

事務局

すみません。確認ですが、ショートステイなのか、一時保護なのか、学校からですか。

委員

一時保護をされて、1週間2週間ショートステイに行ったとことが過去にあったのですが、それはまた間違いでしょうか。

事務局

今言われているケースでは、恐らくショートステイではないかと思います。市内だと具体名称で出

しますけども、子供の家にショートステイのお願いを、私どもの方から保護者の依頼に基づいてさせていただいた。学校がたまたま近くにあったのか、それとも施設の職員さんが送ってあげるよ、ということで可能になったのかなと思っております。このショートステイの制度では、ご家族のレスパイト、お休みされたいなという時に活用されているケースや、遠方に忌引きで利用されるなどに使われているケースだと思います。瀧口委員がおっしゃられるような危険性はないケースなのかなと思っております。逆に一時保護所ですと、虐待されている親から、いわゆる強制的に子どもさんを離してということになってくるケースもございますので、そういった場合は、取り換えしに対する危険は出てくる可能性があるかと思えます。そういった子どもたちに対して、通学をというのは現実的には難しいのかなと思っております。あくまで養護ケースの場合に通学支援ができないかと考えています。箇所数なのですが、市内に一か所、出来たらなと考えております。

委員

ありがとうございます。

会長

委員お願いします。

委員

一時保護の件で補足です。一時保護に関する児童福祉法改正により、一時保護をする理由として、アセスメントと行動観察を理由に、一時保護をするということが明記されており、一時保護の理由が説明できることが義務づけられるようになりますので、これまで以上に虐待案件での、保護者対応が難しい子どもが、一時保護されることが増えるかと思われます。そうすると、通学保障、原籍校への通学が出来ない子どもたちが増えると思込めます。そのため、通学できず、保護所で留まっている子どもたちに、学校のほうからアウトリーチしていただくような連携が、今後必要になってくるかと思っております。

会長

補足ありがとうございました。他にお気づきやご質問いかがでしょうか。

委員

木の温もりを感じられるような温かな建物と記載がありますが、これは児童相談所の建物を新設するのか、それとも既存施設に機能を付与させるのでしょうか。

会長

はい、ありがとうございます。

事務局

今議論している段階で、未定ですが、基本計画に示していこうと思います。現状そういった建物はございませんので、一時保護所を設置する時には、新築するという方向で検討しております。

会長

ありがとうございます。他いかがでしょうか。では、この議題については終了し、次回素案が具体的にになった段階で、またご意見いただけたらと思います。

最後になりますが、議題3 その他に進みます。令和3年6月1日に、尼崎市総合計画に示す施策間の連携に向けて、市の内部だけでなく、市と審議会等、さらには審議会等間の連携強化が重要であるという背景の中で、総合的かつ横断的な情報共有・意見交換の場として「施策間連携の推進に向けた審議会等代表者による懇親会」を開催しました。施策間連携ガイドブックに伴うことですが、子ども・子育て審議会の代表としては、伊藤委員に代理で出席いただきました。事務局からサミットの内容について報告いただき、その後伊藤委員から補足説明をお願いします。では事務局からお願いします。

3 その他

●事務局から施策間連携サミットについて説明

会長

ありがとうございました。引き続き、伊藤委員より補足をお願いします。

委員

尼崎市内10個の審議会の代表が参画したサミットでした。私は3つの審議会に委員として参画しており、人権文化いきつくまちづくり審議会と社会保障審議会に参画しています。一つ印象に残っているのは、非常に多くの審議会や計画で、児童分野との連携が非常に強調されていたことを報告します。ここ数年尼崎市で、家庭での虐待や学校での体罰など、子どもの福祉の分野をどうしていくか非常に注目が集まっています。

もう一つ、尼崎市が行政の縦割りを無くそうと、横串を刺すようなイメージで計画を立てる施策をうつということです。また子ども・子育て審議会の中でも、教育との連携をしましたが、例えば虐待防止の中で、母子保健とどう連携するか考えるときに、母子保健の審議会や計画で、どういう風に位置づけられているのか、他分野の計画にも適宜目を通しながら、実のある議論を今後この審議会でする実施していきたいと思っております。

会長

ありがとうございます。今事務局と伊藤委員の方からご説明ありましたが、施策間連携ガイドブック計画mapの中で、子ども・子育て審議会が真ん中の施策4に位置づけられています。市としては、これまで縦割り行政といわれている中で、いかに横串を刺していくのか、他の施策とどう連携していくのかをこれから実施していかないといけないという強い思いがあるということです。その中で、子ども・子育て審議会の中で部会として設置するのは計画推進部会ですが、この全体会でも検討していきたいと考えております。

他方、子ども・子育て審議会の中でも、SDGsをどう考えていくかは、今後の課題に含めていきたいと思っております。当面、ニーズ調査や計画の作成を進める必要がない状況ですので、今のゆとりがある段階で、計画の進捗管理を進めていくのと並行し、これからの未来の子どもたちに向けて考えていくことが大事だと思います。また皆様からもご意見いただければと思います。他にこれに関連して、ご意見やご質問はありますか。事務局からご報告あればお願いします。

事務局

- 説明（次回の全体会及び部会の日程調整について説明）

会長

ありがとうございます。9月に部会や全体会があります。スケジュール調整をお願いします。コロナの影響もあり次回もWeb会議になるかもしれませんが、対面での可能性もあります。時期が近づいてきましたら、実施方法についてはこちらの方で決めさせていただこうと思っています。以上をもちまして、令和3年度第1回子ども・子育て審議会を終了します。

閉会

以 上